

寮 則

令和 8 年 3 月～令和 9 年 3 月

【概 要】 令和 8 年 3 月 23 日現在

収容人数 1 名

※アパート 1 室を寮として使用する。

【閉寮期間】

・夏季・冬季・春季等休暇中の閉寮については、相談の上、決定いたします。

【食 事】

(1)夕食は以下のお店で提供します。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
いちわ食堂	いちわ食堂	ビストロ & カフェ ドレミ	いちわ食堂	桃華楼支店	桃華楼支店

・夕食の時間は原則、19 時～20 時の間とし、来店前に必ずお店に連絡をしてください。

(2)学校がある日(月曜日～金曜日)の昼食は、弁当を用意します。

・毎朝 6 時 30 分～7 時 30 分の間に玄関に昼食用の弁当が届きます。

・食べ終わった弁当箱は洗って、発砲ケースに入れておいてください。

【備え付けのもの】

(1)冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ

(2)ベッド及びマットレス

※大切に使用してください。

(2)上記以外のものは、生徒自身で準備をお願いします。

【利用規約】

（目的）

この規約は、山形県立長井工業高等学校の生徒寮に関する事項について定めることを目的とする。なお、本寮での利用は1年間の暫定措置とする。

（寮則の改定）

寮運営者は、現行の寮則に変更が必要だと判断したときは、寮生及び保護者へ事前に通知し、寮則を改定することができる。

（入寮対象者）

生徒寮の入居資格は、次のとおりとする。

- （1）山形県外から長井工業高校に進学し、自宅からの通学が困難な者
- （2）長井工業高校に在学し、校則を遵守することを確約できる者
- （3）長井市に住民票の異動ができる者
- （4）寮の利用規則を遵守することを確約できる者
- （5）その他、長井商工会議所及び長井市が特に必要と認める者

（入寮手続き）

- （1）入寮を希望する場合は、期日までに「学生寮(仮) 入寮申込書」を提出する。
- （2）入寮期間は本人が卒業する年の3月10日までとする。

（入寮費）

項目	金額	備考
入寮費	0 円	入寮時のみ請求する

（寮費）

項目	金額	備考
賃料等	50,000 円	賃料、食事代、水道光熱費

※支払い契約書は別途締結する。

（支払い先）

山形銀行長井支店 普通 320595

長井商工会議所 会頭 加藤眞佐夫(ナガイシヨウコウカイギシヨ カイトウ カトウマサオ)

※振込手数料は乙の負担とします。

※振込人は、入寮者（生徒）の名前での振込をお願いします。

(秩序維持)

入居者は、共同生活の秩序維持に努めるとともに、ほかの入居者の正当な権利を尊重し、不快感及び迷惑を与える行為をしてはならない。

(現状報告)

入居者は、2週間に1度長井商工会議所事務局長(以下、寮長という)に対し、生活面での報告を行うものとする。

(外泊)

入居者が外泊をする場合は、外泊の5日前までに寮長に連絡する。

帰省時も同様とする。

(帰宅門限)

- ・ 門限は、21時とする。
- ・ やむを得ない事情によって、門限に間に合わない時は、寮長に連絡する。

(禁止事項)

- ・ 施設内に入居者以外の者を宿泊させたりすること
- ・ 無断で外泊すること
- ・ 飲酒・喫煙をすること
- ・ 暴力をふるうこと
- ・ 営業活動をすること
- ・ 勧誘行為をすること
- ・ 虚偽の申請をすること
- ・ 寮の鍵を複製すること
- ・ 寮の鍵の貸し借りをすること
- ・ 定められた用法、場所以外で火気を使用すること
- ・ 動物を飼育すること
- ・ ~~備品類を所定の場所以外に移動すること~~
- ・ 住居内や近隣地域住民に迷惑を及ぼす騒音を出すこと
- ・ 帰宅門限後に外出すること
- ・ その他、運営者が禁止したこと

(退寮規定)

下記各項に該当する行為に及んだ場合は、保護者および関係者に連絡し、退寮処分の対象となります。

- ・ 禁止事項に違反した場合
- ・ 寮規則および社会的ルールに違反し、著しく関係者に迷惑をかけた場合
- ・ 寮費等の納入を、2 ヶ月以上怠った場合
- ・ その他、寮生活において不適當と認めた場合

(退寮手続き)

(1) 退寮する場合は、退寮しようとする日の1カ月前までに寮務担当まで退寮願を提出し、退寮点検を受けること。破損個所等がある場合は自費により修理すること。

(2) 退寮もしくは卒業までに寮費等を完納すること。

(3) 卒業生は原則として、卒業する年の3月 10日までに退寮すること。

附則この規定は、令和8年3月23日より施行する。